
京都総合法律事務所メールマガジン 2024年12月号

京都総合法律事務所の野崎隆史です。

新年は1月6日始動です。

それでは、2024年最後のメルマガを始めます。

「京都から紛争をゼロにする。」

その実現に向けた小さな一歩として、今月も集中して**緊急度・優先度の高い情報**を厳選してお伝えします。

メルマガ特典として、過去に開催したセミナーのテキストや各種雛型等を無料でダウンロードしていただけるようにしています。**URLは編集後記**に記載していますので、どんどんダウンロードしてください。

このメルマガは無断転送大歓迎です！

<目次>

- 【1】皆様への情報提供
- 【2】当事務所のサービス案内
- 【3】編集後記

【1】皆様への情報提供

★YouTubeで配信中★

【京都総合法律事務所 公式? YouTube】

有益な動画を無料でお届けします。

- ・最高裁判例解説 事業主は保険料が上がることを理由に労災給付決定を争えるのか
- ・最高裁判例解説 懲戒免職された公務員が退職手当をもらえないのは当然？
- ・最高裁判例解説 職種限定合意がある従業員に配置転換「命令」を出せるのか
- ・最高裁判例解説 事業場外みなし労働時間と「労働時間を算定し難いとき」
- ・「労働条件明示事項に関する法改正」「無期転換権行使の機会付与」
- ・令和5年の最高裁判例 5分で押さえるワンポイント開設
- ・最高裁判例解説 何がポイント？ 運送業者の賃金体系
- ・最高裁判例解説 これからどうなる？ 同一労働・同一賃金
- ・未払賃金と割増賃金

<https://www.youtube.com/@user-cz1cd9im1j/videos>

◆労務◆

【弁護士リチャードソン】

弁護士リチャードソンの直近1か月のポストの中から、再生回数が多かったポストをご紹介します。

<変形労働時間制の有効性> 再生回数：2つあわせて約1万5000回

変形労働時間制では、各日・各週の労働時間を具体的に定めることが「要件」となっており、これはかなり厳しく解釈されていて、「原則として」などと定め「例外」が就業規則の定めとは異なるところで運用されていたとなると「定まってへんやん」として、たちまち無効となるわけです(名古屋高判 R5.6.22)

すなわち変形労働時間制を適法に適用しようとする、すべてのパターンが就業規則でハッキリ定められており、実際その組み合わせで運用がなされておらねばならぬわけで、もし1つでもそのパターンから外れているものがあれば、それだけで変形労働時間制は不適法になると、それほどにまで厳しいのです。

<変形労働時間制の有効性> 再生回数：約4200回

あと変形労働時間制を採用しようとして「勤務割はシフトによる」としておりながら、そのシフトを決める時期や手続がハッキリしていなかったり、ある程度、そのあたりが読み解けても、就業規則とズレている、ということがあれば、それはもう裁判所のご判断は冷やかかでございますゆえくれぐれも。

＜変形労働時間制の有効性＞ 再生回数：約 3500 回

今号（1318号）の労働判例誌は、変形労働時間制祭りであったことから、何ごとかと思っておりましたところ、どうやら次号（1319号）にて、近時の変形労働時間制の関連判例についての座談会が収録される模様でございます。おそらくこれ一本で即情報チャージ可能でしょうから、必読かと存じます。

＜問題社員対策の事始め＞ 再生回数：約 5000 回

たとえば先んじて懲戒解雇を検討中の問題社員が公益通報に及んだ際には、実際には公益通報ゆえの解雇ではなかったとしても、罰則が恐ろしくて差し控えざるを得なくなるわけで。つまり問題社員対策の事始めは、問題会社でないようにすることの要請がより高まるわけです。

＜着替え時間は労働時間？＞ 再生回数：約 5000 回

「着替え時間は労働時間です」というご主張はよくあることですが、何度かご案内申し上げておりますとおり、着替えを義務づけておらぬ場合は、必ずしも労働時間になるとは限らんわけです。また「寝てる時間」であっても「わりと叩き起こされる」場合には労働時間となることもなのです(東京高判 R5.11.30)

＜残業代の基礎賃金＞ 再生回数：2つあわせて約 5000 回

ある賃金が請負制か否かは残業代の額に影響を及ぼすので最近ちよいちよい争点になりまして、時間ではなく労働給付に一定比率を乗じて額が定まるものであるわけですが、この給付を労働者がコントロールできる必要があるのか、一定比率との相関関係は緩やかでも良いのかなどの問題提起がありまして(続く)

労働者がコントロールできない給付を基準にしたものはアウトみたいな裁判例が出て震えておりましたが(立川支判 R5.8.9)、控訴審ではその論調は薄くなり、しかし一定比率との相

関関係は緩くてはダメで数式でビシッと計算できることを求めるという考え方が示されたのでご留意めされませ(東京高判 R6.5.15)

<事業所の解散時の解雇> 再生回数 : 2つあわせて約 4000 回

事業所が解散してもう残るものは何もない、という状況だと、解雇回避も何もあったもんじやないので、当然、解雇は認められるでしょう……と思いきや、解雇無効になったなつたとしてどうなるのかという問題はありますが、裁判例上はこういう場合も整理解雇の4要素をふまえて判断する傾向でございます。

結果的には、全員解雇しかないわけで、解雇の必要性、解雇回避努力、人選の合理性あたりは「どないしようもないやん」となることも少なくありませんが、解雇手続の妥当性が残りまして、何らの説明もお手当もないとなるとしんどいです。どうしようもなくとも、どうしようもないことの説明が必要かと。

フォローしておくこんな有益なポストが自動的に届きます！

https://twitter.com/richaso_law

【ポイント解決！そこが知りたい労務相談】

当事務所の労務チームリーダーである伊山弁護士の書籍、好評発売中です。

経営者の立場から労働実務上生じがちな典型的な「課題」をピックアップして 30 の具体的な質問に Q&A 形式で解説。

https://www.amazon.co.jp/dp/4863263600?ref_=cm_sw_r_apan_dp_7DB1FMRFJ91WEQ9Y7A4F

【ハラスメント対応】

年々増加するハラスメント対応のためには、

- ① ハラスメント申告についての社内規程の整備
- ② ハラスメント申告があった場合の事実の調査
- ③ 事実の調査に基づく会社としての判断
- ④ 会社の判断に従った当事者への対応

が漏れなく行われなければなりません。

ハラスメント対応はこちらの記事を参考にお早めにご相談を！

<https://kyoto-kigyohomu.com/?p=984>

【カスハラ対応の最前線】

カスハラ条例の動きと平仄をあわせるように、カスハラに対する基本方針を定める会社が増加しています。

基本方針では、

- ・従業員を守る姿勢
- ・定義
- ・具体例
- ・警察弁護士と連携すること

を定めるのが一般的です。

大手会社の基本方針も参考にしてください。

それと、秋田県の佐竹敬久知事の「お前のところにクマを送る」は、現場対応で疲弊する職員に勇気を与えるトップメッセージとして一つの答えだと感じました。

KFC

https://japan.kfc.co.jp/news_release/8000

吉野家

[https://contents.xj-](https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS08813/6c5dfd41/4373/439f/8eb6/b342e092356d/140120241202533083.pdf)

[storage.jp/xcontents/AS08813/6c5dfd41/4373/439f/8eb6/b342e092356d/140120241202533083.pdf](https://contents.xj-storage.jp/xcontents/AS08813/6c5dfd41/4373/439f/8eb6/b342e092356d/140120241202533083.pdf)

◆コーポレートガバナンス・コンプライアンス◆

【監査役監査の基礎知識（自己診断）】

日本監査役協会の HP に掲載されている「監査役監査の基礎知識（自己診断）」は毎月更新されます。メルマガを開いた流れでぜひ月 1 回チャレンジしてください。今月も勉強になりました！

<https://www.kansa.or.jp/support/knowledge/>

【SNS とリスクマネジメント】

「ちょこっと弁護士 Q&A」に「SNS での広報活動で炎上しないためのポイント」を提供しましたので、ご覧ください。

https://chokoben.com/media/sns_advertisement_point

【営業秘密管理指針の改訂の方向性】

不正競争防止法による保護を受けるために必要となる最低限の水準の対策を示すものとして経産省が「営業秘密管理指針」を公表しています。その最終改訂が平成 31 年 1 月であり、やや古くなっているため、現在、改訂が検討されています。

<主な見直しポイント>

- ▲ クラウドストレージに秘密情報を保存する場合、アクセス権者を適切に制限していたとしても、公知情報フォルダと非公知情報フォルダといったように、（サービスによっては）クラウドストレージ内でフォルダを分けられない（区別できない）場合がある。
- ▲ 現在の営業秘密管理指針の記載は、「（合理的区分）」・「（その他の秘密管理措置）」という見出し構成となっており、公知情報フォルダと非公知情報フォルダというように、クラウドストレージ内でフォルダを分けて（区別して）管理しなければ秘密管理性が肯定されないといった間違ったメッセージを与えてしまっているおそれがある。
- ▲ 秘密情報を不正取得した者がその情報を有効に活用できないものについて、有用性が認められるのかといった質問がなされることがあり、また、近時の裁判でもそのような旨の主張がなされることがある。
- ▲ リバース・エンジニアリングによって情報を抽出した場合、当該情報が非公知性を喪失するかどうかについて、現在の営業秘密管理指針では、具体的な記載がない。

- ▲ 第三者からのハッキング等により営業秘密が、一般的な方法ではアクセスできないようなダークウェブに公表された場合、非公知性が喪失するかどうかについて、現在の営業秘密管理指針では、具体的な記載がない。

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiteki_zaisan/fusei_kyoso/pdf/026_05_00.pdf

【優越的地位の濫用】

令和6年12月13日、公正取引委員会が、納入業者に対して以下の行為を行っていた事業者に対し、独占禁止法19条（同法2条第9項第5号ロ）違反により警告を発しました。

- ① 自社の店舗で行う新規開店セール、毎年9月の決算セール、毎年12月の歳末セール等に際し、協賛金の名目で、あらかじめ負担額の算出根拠、用途等を明確にすることなく、その提供を通じて納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず、金銭を提供させていた。
- ② 自社の店舗の新規開店又は改装開店に際し、商品の陳列等の開店準備作業を行わせるため、あらかじめ派遣の条件について明確にすることなく、その派遣を通じて納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず、従業員等を派遣させていた。

【再販売価格の拘束】

令和6年12月19日、公正取引委員会が、取引先小売業者に対して以下の行為を行っていた事業者に対し、独占禁止法19条（同法2条9項4号（再販売価格の拘束））違反により排除措置命令を行いました。

- ① 商品を参考売価で販売する旨に同意した取引先小売業者にのみ販売する方針に基づき、取引を新たに開始する取引先小売業者からは、商品を参考売価で販売する旨の同意を得るとともに、商品の参考売価を引き上げる際には、その都度、取引先小売業者から、引上げ後の参考売価で商品を販売する旨の同意を得ていた。
- ② 取引先小売業者のインターネット上における商品の販売価格を監視すること及び取引先小売業者から参考売価を下回る価格での商品の販売を行っている他の取引先小売業者

に関する苦情を受けることにより、値引き販売を行っている取引先小売業者が判明した場合、当該取引先小売業者に、参考売価で販売するよう要請していた。

- ③ ②の要請にもかかわらず値引き販売を継続した取引先小売業者に対しては、商品の出荷価格の引上げを行うなどしていた。

◆IPO・M&A・事業再生◆

【各種契約書のサンプル】

中小 M&A ガイドラインに掲載されている各種契約書のサンプルはこちらです。ただし！
こういうサンプルはそのまま使うと大変なことになりかねませんので、ちゃんとプロのチェックを受けていただき、正しくお使いください。

<掲載されているサンプル>

- ・ 仲介契約書
- ・ 仲介契約/FA 契約の重要事項説明書
- ・ 秘密保持契約書
- ・ 基本合意書
- ・ リスク説明書
- ・ 株式譲渡契約書
- ・ 事業譲渡契約書
- ・ 株式譲渡契約/事業譲渡契約におけるリスク事項についての説明書

<https://www.meti.go.jp/press/2024/08/20240830002/20240830002.html>

◆知的財産・AI◆

【Web 制作において気を付けるべき著作権とは】

Web 制作において、著作権は非常に重要な要素です。適切な知識と対策を持つことで、トラブルを未然に防ぐことができます。

本コラムでは、Web 制作に関わる著作権について詳しく解説し、具体的な注意点や対策方法をご紹介します。

<https://kyotosogo-law.com/post-5427/>

【知財取引 GL と契約書のひな形】

中小企業庁が、知的財産取引を適正に推進するための対応策として、問題事例の防止や知的財産取引における企業間の共存共栄を図るため、「知的財産取引に関するガイドライン」と契約書のひな形を公表しました。

<公表されたひな形>

- ・ 秘密保持契約書
- ・ 共同開発契約書
- ・ 知的財産権等の取扱いに関する契約（開発委託契約）書
- ・ 知的財産権等の取扱いに関する契約（製造委託契約）書

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/chizai_guideline.html

◆ 広告規制・消費者契約 ◆

【健康食品等の虚偽・誇大表示に対するネット監視の結果】

消費者庁が令和6年7月～9月までの間に行った健康食品等の虚偽・誇大広告に対するネット監視の結果、127事業者による152商品の表示に対し、健康増進法65条1項に違反するおそれがあるとして改善指導がなされました。

改善指導の対象となった表示は以下のとおりです。

▲ 生鮮食品について

肝臓機能向上、夏バテ予防、生活習慣病予防、不安やストレスの緩和、睡眠の質改善、学習能力や記憶力の向上、糖尿病や肥満の防止、がん予防

▲ 加工食品について

がん予防、腸活、熱中症予防、免疫力向上、学習・記憶能力の向上、骨粗しょう症予防、認知障害緩和、美肌、風邪予防、動脈硬化予防、ウィルス性感染症予防、腫瘍細胞の成長抑制、脳卒中予防

▲飲料等について

紫外線対策、血糖値上昇の抑制、血流改善、美肌、アンチエイジング、体脂肪減少、むくみ改善、冷え性改善、活性酸素除去、免疫力向上、風邪予防、老化防止、若返り

▲健康食品について

老化予防、認知症予防、がん予防、心筋梗塞予防、脳梗塞予防、白内障予防、動脈硬化予防、関節痛緩和、糖尿病予防、高血圧予防、アレルギー症状改善、花粉症改善、熱中症予防、精力増強、女性ホルモンの活性化、美白、シミ防止、薄毛・白髪の改善、乳がん予防、不妊予防、更年期障害

広告チェックのご相談はこちら

<https://kyotosogo-law.com/advertising/>

◆契約書◆

【PRTIMES STORY】

契約書チェックサービスについての PRTIMES STORY が公開されましたので、ぜひご覧ください。

京都総合法律事務所が“矜持と覚悟”をもって臨む契約書チェックサービス

AI と協働し、AI を超える職人的な活動の裏にある想いとは

<https://prtimes.jp/story/detail/ZrXQX1f7Z2b>

【契約書・利用規約 NG 集】

B to C の契約で次のような条項が契約書や利用規約等にある場合は、**適格消費者団体から狙われるリスクが高い**です。

実際に指摘を受けて裁判となったり、裁判前に削除に至ったりした条項を列挙しますので、ヒヤッとした方は今すぐご相談ください。

<製薬会社の利用規約>

- ▲ 会員は、氏名、住所など事業者へ届け出た事項に変更があった場合には、速やかに連絡するものとし、変更登録がなされなかったことにより生じた損害について、事業者は一切責任を負わないとする旨の条項
- ▲ 会員が利用規約における禁止事項に違反したことによって生じた損害について、事業者は一切責任を負わないとする旨の条項
- ▲ 事業者は利用規約を任意に改定でき、また、利用規約を補充する規約を定めることができるとする旨の条項
- ▲ 定期コースの解約の方法を、やむを得ない場合を除いて LINE による方法に限定し、やむを得ない場合にはメール・FAX による解約を認めるものとし、その際には身分証明書の開示を必須とする旨の条項
- ▲ 注文の申込者が未成年者である場合は、「親権者の同意を得ている」欄に必ずチェックを入れることとし、チェックが入れていない場合等は、「親権者の同意を得ているもの」とみなすとし、その後の未成年者による申込みの取消し又は返品返金等は一切受け付けることが出来ないとする旨の条項

<家事代行のマッチングプラットフォームの依頼者利用規約>

- ▲ 登録情報に関して、その登録審査は厳重に注意しておりますが、当社は、依頼者および手配者に対し、その信頼性・正確性については保証しておりません。これらの情報に基づいて生じたいかなる損害についても、当社は依頼者および手配者に対し、一切責任を負いません。
- ▲ 家事代行業務委託契約に関しては、二者間の自己責任にお任せしております。同契約に関して生じたいかなる損害についても、当社は一切責任を負いません。
- ▲ 当社は、本サービスに事実上または法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます。）がないことを明示的にも黙示的にも保証しておりません。当社は、依頼者に対して、かかる瑕疵を除去して本サービスを提供する義務を負いません。
- ▲ 当社は、法人利用及び代理手配の場合において、依頼者と手配者が異なることに起因または関連して申込者または手配者が被った損害について、一切責任を負いません。

<建築工事請負契約約款>

- ▲ 契約不適合が、構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分として住宅品確法施行令第五条一項及び二項に定めるものの契約不適合（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除きます。）であるときは、契約不適合責任期間は、引渡し日から、十年間とします。

前項の規定にかかわらず、注文者が契約不適合（数量の不足は除きます。）を引き渡しの時から一年以内に、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定根拠等当該請求等の根拠を示した上で、契約不適合責任を問う旨を明確に請負者へ通知しないときは、その契約不適合を理由とする修補請求、代金減額請求、損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができないものとします。

<LP ガス供給契約>

- ▲ 本契約期間内において、前条に基づき甲がその責めに帰すべき事由により契約解除したときは、甲は、乙に対し、催告を要することなく直ちに違約金として（本契約期間月数－既供給期間月数）÷12×30 千円（税別）の金額を支払う。
- ▲ 甲及び乙は、本契約の解除に関する通知があった場合においても、LP ガス料金、設備の買取り額及び損害賠償額、違約金等の清算が未了の間は、本契約が有効に継続することを確認した。
- ▲ 甲は、甲が中途解約して、新事業者に LP ガスの申込みをした場合には、新事業者に違約金の支払い義務があることを説明し、新事業者に『違約金支払いに関する合意書』を締結させる義務を負う。

◆承継・相続◆

【きょうと市民相続相談センター】

（一社）きょうと市民相続相談センターは、「相続を通じて家族みんなの笑顔を作る」をモットーとして相続に関するあらゆるお悩みに対応すべく無料相談回を定期的で開催しています。

<https://www.shiminsouzoku.com/%E7%9B%B8%E7%B6%9A%E7%84%A1%E6%96%99%E7%9B%B8%E8%AB%87%E4%BC%9A/>

【2】当事務所のサービス案内

京都総合法律事務所は、訴訟はもちろん、予防法務・戦略法務に力を入れ、訴訟で培った解決力で紛争の芽を摘み取ります。

【リーガルサポート】

従来の顧問契約から一歩進み、**皆様の実情を積極的に理解し、適切な対応を瞬時に行う**という信念に基づいてサービス内容を可視化し、明確にしました。

<https://kyotosogo-law.com/post-3164/>

【契約書サポートプラン】

契約書を制する者がビジネスを制す。体裁を整えるだけでは不十分です。

<https://kyotosogo-law.com/keiyakusyosakusei/>

【ハラスメント外部通報窓口・公益通報窓口】

京都総合法律事務所では、ハラスメント外部通報窓口・公益通報窓口業務を承っており、上場企業、大学、病院等での実績があります。窓口は即日開設可能です。

<https://kyotosogo->

[law.com/%e3%80%8c%e3%83%8f%e3%83%a9%e3%82%b9%e3%83%a1%e3%83%b3%e3%83%88%e5%a4%96%e9%83%a8%e9%80%9a%e5%a0%b1%e7%aa%93%e5%8f%a3%e3%80%8d%e3%82%b5%e3%83%9d%e3%83%bc%e3%83%88%e3%83%97%e3%83%a9%e3%83%b3/](https://kyotosogo-law.com/%e3%80%8c%e3%83%8f%e3%83%a9%e3%82%b9%e3%83%a1%e3%83%b3%e3%83%88%e5%a4%96%e9%83%a8%e9%80%9a%e5%a0%b1%e7%aa%93%e5%8f%a3%e3%80%8d%e3%82%b5%e3%83%9d%e3%83%bc%e3%83%88%e3%83%97%e3%83%a9%e3%83%b3/)

【広告チェック】

景品表示法違反による多額の課徴金。薬機法違反による逮捕や刑事罰。広告チェックの重要性はますます高まっています。

<https://kyotosogo-law.com/advertising/>

【カスハラ・クレームガード】

京都総合法律事務所の「クレームガード」で「お客様は神様です」の呪縛から逃れ、会社と従業員を守りましょう。

<https://kyotosogo-law.com/customertrouble/>

【社外取締役・社外監査役】

社外取締役や社外監査役の適切な関与により、ブランド価値、レピュテーション等の社会的評価を含めた企業価値を持続的に成長させて中長期的に向上させることができます。課題、将来展望、お求めのスキル、注力分野、年齢層、ご予算等を踏まえて最適な弁護士をご紹介します。

<https://kyotosogo-law.com/syagai/>

【3】編集後記

2024年12月号、いかがでしたか？

メルマガ特典の無料ダウンロード先はこちらです。

https://kyoto-kigyohomu.com/?page_id=623

ChatGPTに2024年を振り返ってもらったところ、1月1日の能登の大地震（今なお1次避難所での生活を余儀なくされておられる方がいらっしゃいます）、7月の新紙幣発行、7月～8月のパリオリンピック、10月の被団協のノーベル平和賞受賞と衆議院選挙（15年ぶりに与党が過半数割れ）、7月に銃撃されたドナルド・トランプ氏が11月に大統領に返り咲いたことが挙げられました。

もはや社会現象の大谷翔平選手は、2月に結婚し、3月に通訳にお金をだまし取られたことが発覚し、9月に50-50を達成し、11月に満票でナ・リーグMVPに選ばれました。通訳の件での速やかな危機管理もさすがの大谷翔平選手でした。

新紙幣では、お釣りで北里柴三郎をもらうと、新渡戸稲造をもらったような気になり、いまだに一瞬ラッキーと思ってしまいます。先日は逆で、レジで3000円くらいのお会計で北里柴三郎を1枚出して「お釣りまだかな？」と店員を見たら、レジの若いお兄さんは「お金持っていないのかな？」という顔でこっちを見ていました。

新渡戸稲造から樋口一葉に切り替わったのは2004年なので、樋口一葉ネイティブにはなぜ間違えるのかわからないのだと思います。

自分のミスを通じて、誰かのミスの先にはそれぞれの背景事情があるということを改めて認識した次第です。

阪神タイガースは、大山悠輔内野手がよくぞ残留してくれました！十中八九ジャイアンツに移籍すると思っていたのですが、本当に嬉しいです！2025年もよろしくお願いします！

F1は、角田裕毅選手（ビザ・キャッシュアップRB）がレッドブルに昇格できるか？！と期待しましたが、予想どおりの結果でした。なぜこんなに結果を残しているのに昇格できないのかとフラストレーションが溜まりますが、Xを通じて世界中で同じ思いを有している人々がいることを知りました。

角田選手の実力は世界中のF1ファンが知っています。私達が心配することはなく、角田選手は2025年も自分の実力を発揮して素晴らしいレースをしてくれると確信します。

そして、日本のリッチ企業の皆様！2026年に向けて角田選手へのビッグなスポンサーードをお願いします！実力は十分、後は資金力だけです。小林可夢偉選手の際に悔しい思いをしたじゃないですか！ジャパンマネーを世界に見せつけてください！

皆様、健やかに新年をお迎えください。

それではまた来年！

(弁護士 野崎隆史)

本メールマガジンは、顧問先の皆様、HPからご登録いただいた方、当事務所が過去に連絡先を交換させていただいた方、セミナーにご参加いただいた方にお送りしています。

ご意見、ご要望、送信先変更、配信停止等は、以下のお問い合わせフォームからご連絡ください。

<https://kyotosogo-law.com/inform/>

今後とも皆様のお役に立てるよう研鑽を重ねます。

【京都総合法律事務所】

〒604-0924

京都市中京区河原町二条南西角 河原町二条ビル5階

TEL 075-256-2560

FAX 075-256-2561

<https://kyotosogo-law.com>

労務トラブル特化サイト

<https://kyoto-kigyohomu.com/>

知的財産専用ページ

<https://kyotosogo-law.com/intellectual-property-team/>

弁護士 野崎隆史

nozaki@kyotosogo-law.com